

京都府下の最低賃金が改正に

京都府下の「最低賃金」が、下表のとおり改正されました。この最低賃金とは、最低賃金法に基づいて決められた賃金で、精皆勤手当、家族手当などの諸手当を除いたものをいいます。また、表中の適用区分の「南部地区」とは、京都市・亀岡市以南の地域、「北部地区」とは南部以外の地域をいいます。詳細は、もよりの労働基準監督署または京都労働基準局賃金課まで。

最低賃金の種類	最低賃金の名称	最低賃金額		
		日額	時間額	適用区分
地域別最低賃金	京都府最低賃金	2,515円	315.00円	下欄のものは除く
		2,160円	270.00円	和服縫製業の技能習得中の者で経験2年未満のもの
産業別最低賃金	食料品製造業	2,820円	352.50円	
	繊維産業(和服縫製業を除く)	2,716円	339.50円	南部地区
		2,530円	316.25円	北部地区及びねん糸製造業金銀糸製造業
	木材・木製品・家具・装飾品製造業	2,972円	371.50円	南部地区
		2,944円	368.00円	北部地区
	パルプ・紙・紙加工品製造業	2,860円	357.50円	下欄のものは除く
		2,658円	332.25円	主たる業務が手作業による「紙はり」の業務
	出版・印刷・同関連産業	2,884円	360.50円	
	産業・土石製品製造業	2,960円	370.00円	
	機械・金属製品等製造業及び自動車整備業	3,022円	377.75円	南部地区の機械・金属製品等製造業並びに自動車整備業
2,946円		368.25円	北部地区の機械・金属製品等製造業	
卸売業・小売業	3,012円	376.50円	南部地区(調理師見習を除く)	
	2,878円	359.75円	北部地区()	

市役所の電話番号は……九三一一一一



向日市の歴史

延暦元年(七八二)六月十七日、春宮(とうぐう)大夫従三位大伴宿禰(すくね)家持を、兼陸奥按察使(あぜち)鎮守将軍とした。外従五位下入間(いるま)宿禰成を陸奥介となし、外従五位下安倍孫頼朝を副将軍として陸奥の充實をはかった。

大伴家は代々武門の家で、家持もかつて「海行かば水漬く腕、山行かば草むす腕、大君の辺にこそ死なぬ、願ひはせし」の歌を示して旅人をいませしめたことがある。また彼は陸奥守として軍人を抜擢したこともある。しかしこの時、家持が直接陸奥へ下ったか、奈良にあつて介以下を現地に赴かせていたかは不明である。

奥羽の軍政遅々

長岡京(その20)

延暦二年(七八三)夏四月十五日、勅して鎮守守を桓武天皇がいましめたいには「聞くところによれば、この頃關東地方の相模、武蔵、上野、下野、安房、上総、下総の八国から殺物を鎮めて、多く私田を営ましめると。これによつて鎮守守は疲弊して、戦争のまにあわぬ。これを懲典にかんがえてみると、深く罪罰にあつてゐる。かかるに、これを見逃してもらつて、ゆるく扱つてもらつてゐる。これではいけない。今から以後は、このようにしてはいけない。もし違反する者があつたら、軍法をもつてこれを罪し、よろしくから



大伴家持像

そこで、三年間税を出さないでよいことにした。六月六日勅して關東八国の子、郡司の子弟、および浮浪人、軍間広成、阿倍孫頼朝を並に軍監として臨戦態勢においた。この時は、家持は陸奥に居たに違いない。しかし、なかなか大きな成果はあがりませんでした。(文 中山修一氏)

守って下さい

不燃物ゴミの分別収集

決められた日時と場所に

市では、昨年十二月から不燃物ゴミの分別収集を実施しています。ゴミを出される際には、次のことにご注意のうえ、ご協力をお願いします。

- ▼ゴミステーション付近の方に迷惑をかけないよう、決められた日時・場所以外に絶対に出さないでください。
- ▼収集日は月二回、時間は午前八時～九時までの一時間です。
- ▼プラスチック類(マヨネーズ・洗剤の容器・おもちゃなど)は、燃えるゴミの日に出してください。
- ▼ビン類のふた、栓は必ずとりはずして、できるだけ洗って出してください。
- ▼従来の燃えないゴミのステーションでは収集しませんが、ご注意ください。
- ▼スプレー缶は危険ですので、必ず穴をあけておいてください。
- ▼大型ゴミ(ストロー・冷蔵庫・洗濯機・自転車・テレビ・机・いす・タンス・

収集袋のご利用を

工業統計調査

ご協力ください

製造業事業所のみならず、通産省では毎年十二月三十一日現在で「工業統計調査」を実施しています。この調査は、わが国の工業の実態を明らかにするとともに、経済政策立案の資料にするため、全国一斉に行われるもので、すべての製造工場とその本社、本店を対象としています。

調査員が、各事業所を訪問していただきますので、「協力調査」を実施していただきます。なお、調査票は、統計以外の目的に使用することはありませんので、正確に記入していただくようお願いいたします。

お問い合わせ先
企画課 内線 二七七

消費者相談コーナー

専門の相談員が商品の品質や安全性など、消費生活全般について、不審な点や疑問などの相談に応じます。お気軽にお越しください。

また、相談は電話・手紙でも受け付けます。

マとき 毎週火曜日 午後1時～4時(上記以外は市民安全課まで)
マところ 市役所市民相談室(一階)
マお問い合わせ 市民安全課消費生活係 内線 二三三五



スキー教室にご参加を

市教育委員会では、スキー教室を次の要領で開催します。ご参加ください。

※貸しスキー希望者は窓口で申込んでください。

【とき】2月4日(日) 午前5時30分～午後6時

【集合時間・場所】午前5時30分/6時 競輪場(会場) 滋賀県マキノスキー場

【参加費】一般(大学生含む)：二千四百円、中学生：二千二百円、小学生：二千円

【申込み】1月31日(水)までに市教育委員会へ、所定の用紙(市教委にあります)で申込んでください。なお、電話での受付はできません。

【注意】小学校4年生以下の児童は、保護者同伴をお願いします。

お問い合わせ先
市教育委員会まで
電話 九三一一一一八

(ゆずります)

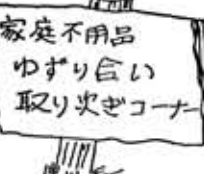
- 白黒テレビ……………1件
- 子ども用自転車……………2件
- シングルベッド……………1件
- 五月人形……………1件
- 鳥カゴ……………1件
- ソファーベッド……………1件
- 湯沸器(都市ガス用)……………4件
- ウインドファン……………4件
- 卓上天プラなべ……………1件
- 洗濯用ドライヤー……………1件
- 二段ベッド……………1件
- パネルヒーター……………1件

(ゆずってください)

- 乳母車・水槽セット・電気オルガン・ベビーダンス・洋服ダンス・下駄箱・レコードキャビネット・幼児用自転車・子ども用剣道用具・ヘルメット・ショッピングカー・グローブ(左手用)・電気ガタツ・子ども用顕微鏡・顕微鏡・工業用ミシン・ベビーバギー・うす・ダイニングキッチン用テーブル

ご利用上の注意点

- 整理の都合上、登録時には相手の紹介は行いません。
- ▷ 斡旋方法 提供と希望が一致したものについて、登録順に紹介しています。
- ▷ 登録方法 登録は提供者、希望者とも電話で受け付けます。
- ▷ 対象品目 再利用の価値のあるもの。ただし、修理を必要としたり、故障したもの、衣料品・食料品・靴・書籍・文具類などは除きます。
- ▷ 登録期間 登録した日から3か月
- ▷ 報告 登録が不要になったとき、交渉結果がわかり次第、市民安全課までご連絡ください。
- ▷ お問い合わせ 市民安全課消費生活係 内線 235



あなたのご家庭で、まだ十分使用できるのに、不用になった物はありませんか。捨てる前に、このコーナーへご連絡なさってはいかがでしょう。登録の有効期間は、登録した日から3か月です。右の品物は、現在登録されているものです。

なお、交渉結果がわかりしだい、必ず市民安全課までご連絡ください。

